

平成18年度第4回大阪府都市計画公聴会の 公述人の意見に対する大阪府の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
日鉄鉱業株式会社 大阪支店 様	<p>今回の都市計画変更案は、トンネルの坑口位置の変更とあり、弊社事業地内を通過する部分の構造が示されていない。</p> <p>弊社事業地の採石行為区域内を通過する部分については、発破による飛び石、自然発生的に生じる粉塵などがあるため、通過する車両への安全を確保した道路構造とすることを都市計画変更の内容に明記するとともに、事業者は基本構造設計にこれを織り込んで計画していただきたい。</p>	<p>貴社の事業地内を通過する部分の都市計画において定める構造形式は、現地盤と道路の高さの関係より、地表式、嵩上式、地下式としています。</p> <p>今回、当初の都市計画決定時より地形が変化していることから、トンネル坑口位置の変更を行うものです。</p> <p>都市計画で定める道路構造については、都市計画法施行規則第7条において、「車線の数、幅員並びに嵩上式、地下式、掘割式又は地表式の別」とされており、具体的な構造まで定めることとはなっていません。詳細な道路構造については、関係機関等との協議を踏まえて事業者において検討されます。</p>

平成18年度第4回大阪府都市計画公聴会の 公述人の意見に対する大阪府の考え方

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の考え方は、次のとおりです。

公述人	都市計画案に係る意見の概要	意見に対する大阪府の考え方
<p>社会福祉法人 四季の会 理事長 岡崎幹郎 様</p>	<p>高槻八幡間は、国幹会議において抜本の見直し区間と指定され、凍結もしくは中止になったわけであるので、高槻以東の第二名神がないことから、ジャンクションは複雑大規模ではなく、コスト削減のためにもシンプルな構造で十分だと考える。</p>	<p>第二名神は、わが国の道路ネットワークの骨格を形成する極めて重要な路線であり、名神高速道路や中国自動車道との適切な交通機能の分担による渋滞解消、所要時間の短縮、緊急時における代替ネットワーク機能の確保等から全線にわたり途切れることなく整備することが重要と考えています。</p> <p>高槻から八幡間については、平成18年2月の国土開発幹線自動車道建設会議において、高速道路会社の整備する路線と位置づけられており、凍結又は中止されたわけではありません。</p> <p>高槻ジャンクションはネットワーク形成のため名神高速と第二名神を繋ぐ施設であり、道路規格、地形条件等から必要な規模となっています。</p> <p>今回、事業実施段階において測量や調査を行い、周辺の土地利用や自然環境への更なる配慮及びコスト縮減を図るため、見直した結果、最適な線形に都市計画変更するものです。</p>
	<p>大山崎インターチェンジから名神自動車道さらには第二名神自動車道へ容易に乗り入れることが可能であるため、高槻にインターチェンジをつくるべきか再考すべきではないか。</p> <p>環境面、景観面からの地域住民への影響、大阪府財政の深刻な現状から見て、高槻インターチェンジとこれに付随する梶原地区内でのアクセス道路の建設計画は見直していただきたい。</p>	<p>高槻インターチェンジ並びにアクセス道路は、高速道路ネットワーク及び高槻市の発展・活性化に大きく寄与するものであり、市域全体の利便性の向上を図るうえでも必要な施設と考えています。</p> <p>環境及び景観への配慮については、第二名神は平成7年の都市計画決定時に環境影響評価を実施しており、事業実施時に適切に対応されるものと考えています。</p>